品川区ひとり親家庭一時介護事業実施要綱

制定 昭和56年4月1日決定

改正 昭和59年11月12日

改正 昭和62年10月31日

改正 平成14年 4月 1日

改正 平成16年 4月 1日

改正 平成21年 3月31日要綱第324号

改正 平成24年 3月19日要綱第54号

改正 平成27年 3月24日要綱第154号

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の親または義務教育終了前の児童が一時的な 傷病等のため日常生活を営むのに著しく支障が生じたとき、介護人が必要な援 助を行うことをもって、ひとり親家庭の福祉の増進に資することを目的とする。 (定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法 に定める「配偶者のない女子」または「配偶者のない男子」であって、現に 児童を扶養している家庭をいう。

(対象)

- 第3条 品川区において児童育成手当を受給している世帯またはこれに準ずるであって、次の各号のいずれかに該当し、家事、育児等の日常生活に支障をきたしていると認められる場合とする。
 - (1) ひとり親家庭の親または義務教育終了前の児童が一時的な傷病のとき
 - (2) ひとり親家庭になっておおむね一年以内のとき
 - (3) 親族の冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席するとき
 - (4) 日常の家事および育児を行っている同居の祖父母等が一時的傷病のとき
 - (5) その他、区長が必要と認めるとき

(介護人)

第4条 介護人は、この事業について区長が認めた団体から就業を任されたものとする。

(介護人の就業)

- 第5条 介護人の就業は、ひとり親家庭の申請により行うものとする。ただし、緊 急やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。
 - 2 区長は、申請に基づき資格要件を審査し、介護人を就業させることの可否 について速やかに決定を行う。

(介護の内容)

- 第6条 介護の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 簡易な食事の世話
 - (2) 居室の掃除
 - (3) 衣類の洗濯
 - (4) 身の周りの世話
 - (5) 生活必需品の買い物
 - (6) 医療機関との連絡
 - (7) 育児
 - (8) その他、区長が必要と認める用務

(介護人の就業方法)

- 第7条 介護人は、1人または2人とする。
 - 2 介護時間は、年度内40時間(1回につき2時間以上8時間以内、1日2回まで)とする。ただし、区長が必要と認めたときは、延長することができる。

(介護料の支払)

第8条 区長は、介護人を就業させた団体の請求により介護料を支払うものとする。

(台帳の整備)

第9条 区長は、一時介護台帳を作成し、適正な実施を図るものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和62年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。